

新見市介護学生奨学支援金給付要綱

平成30年3月30日

告示第50号

(目的)

第1条 この告示は、将来、介護福祉士として市内の介護事業所等に勤務しようとする者に対し、修学に必要な資金（以下「奨学支援金」という。）を給付することにより、本市の介護を支える人材を育成し、もって介護人材の確保及び充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学
- (2) 養成施設 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は養成施設
- (3) 市内の介護事業所 本市に所在する介護事業所その他市長が適当と認める施設
- (4) 介護学生 高等学校卒業又はこれと同等以上の学力があると認められる者で、第1号及び第2号に規定する大学又は養成施設（以下「学校等」という。）に在学している者
- (5) 奨学生 この告示に基づき奨学支援金の給付を受ける者

(奨学生の資格)

第3条 奨学生は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 学校等を卒業後、介護福祉士として市内の介護事業所に一定の期間、継続して勤務する意思を有する介護学生
- (2) 新見市奨学金条例（平成17年新見市条例第296号）による奨学金を現に受けていない者

(奨学支援金の給付額)

第4条 奨学支援金は、予算の範囲内において月額50,000円を給付するものとする。

(給付期間)

第5条 奨学支援金の給付期間は、奨学生として決定された日の属する年度の4月から、学校等を卒業する月までとし、学校等が規定する修業年限を限度とする。

(勤務期間)

第6条 第3条第1項第1号に規定する期間は、3年とする。ただし、市長が認める場合は、学校等を卒業後3年以内に、市内の介護事業所で勤務を開始した後の3年とすることができる。

2 勤務期間の算定にあたっては、業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しな

なくなった日の属する月までの期間をもって勤務期間とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、同項の勤務期間内に連続した1月以上の休職（業務に起因するものを除く。以下同じ。）をし、又は停職となった期間があるときは、当該休職をし、又は停職となった期間の開始する日の属する月からその終了する日の属する月までの月数を除いた期間を持って勤務期間とする。

（給付申請）

第7条 奨学支援金の給付を受けようとする者は、新見市介護学生奨学支援金給付申請書（様式第1号。以下「給付申請書」という。）に、次表に定める書類を添付し市長に提出しなければならない。

添付書類	初回申請時	継続申請時	備考
(1) 在学証明書	要	要	学校等指定様式
(2) 成績証明書	要	要	学校等指定様式
(3) 健康診断書	要	不要	様式第2号
(4) 応募理由書	要	不要	様式第3号
(5) 確約書	要	不要	様式第4号
(6) 所得・課税証明書	要	不要	市区町村長が発行する本人及び保証人世帯全員のもの
(7) その他	要	要	市長が特に必要と認める書類

- 2 初回申請時に添付する成績証明書は、前年度に既に介護学生であった者については、前年度の成績証明書とし、申請年度において新たに介護学生になった者については、最終学歴の成績証明書とする。ただし、最終学歴の学校等の都合により、成績証明書が発行できない場合は、学校等が発行する成績証明書を発行できない事由書を添付するものとする。

（給付の決定）

第8条 市長は、給付申請書の受付期間終了後、遅滞なく新見市介護学生奨学支援金給付審査会要綱（平成30年新見市告示第51号）に基づき設置した審査会の意見を聴いて給付の決定を行い、適当と認めるときは新見市介護学生奨学支援金給付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。ただし、継続申請の場合は、審査会を省略することができるものとする。

（給付の方法）

第9条 奨学支援金は、年4回に分け、口座振込により給付するものとする。

- 2 前項に規定する口座は、奨学生名義とする。

（給付の休止）

第10条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が生じた日の属する月分からその事実が消滅した日の属する月分まで、奨学支援金の給付を休止するものとする。

- (1) 学校等の課程を留年又は休学したとき。
 - (2) 学校等の課程において停学の処分を受けたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、奨学支援金の休止期間が前項の第1号の場合にあつては1年、第2号の場合にあつては2月をそれぞれ超えるときは、奨学支援金の給付を停止することができるものとする。

(給付の停止)

第11条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が生じた日の属する月分から奨学支援金の給付を停止するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 学校等の課程を退学したとき。
- (3) 奨学生であることを辞退したとき。
- (4) 心身の故障又は学業成績不振のため、学校等の課程の履修を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、奨学支援金の給付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(奨学支援金の返還)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、新見市介護学生奨学支援金返還命令書(様式第6号)により、給付した奨学支援金の全部又は一部について直ちに返還を命ずることができる。

- (1) 奨学生が、学校等を卒業後3年以内に、介護福祉士として市内の介護事業所に勤務しなかつたとき。
- (2) 奨学生であつた者の勤務期間が、第6条第1項に規定する期間を満たさなくなつたとき。
- (3) 前条第1項第2号から第5号の規定により給付を停止したとき。

(4) 不正な手段により給付を受けた事実が判明したとき。

- 2 奨学生又は奨学生であつた者が、前項の規定により奨学支援金の返還を命じられたときは、速やかに返還するものとし、その保証人は連帯してその責を負うものとする。
- 3 市長は、前2項の規定により返還を命じた奨学支援金を、奨学生又は奨学生であつた者が、正当な事由がなく返還期日までに返還しないときは、奨学支援金の返還期日の翌日から起算して返還する日までの日数に応じ、返還すべき額について、年利10.95パーセントを乗じて算出した額を延滞金として加算することができる。ただし、延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満のときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

(返還猶予又は免除)

第13条 市長は、前条の規定により奨学支援金の返還を命ずるとき、奨学生又は奨学生

であった者が心身の故障、災害その他やむを得ない事由により返還が困難であると認められるときは、返還を猶予又は免除することができる。

(異動等の届出義務)

第14条 奨学生又は奨学生であった者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに異動等届(様式第7号)に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、本人が疾病等のために届け出ることができないときは、保証人が届け出るものとする。

- (1) 停学、留年、休学又は復学したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 転学したとき。
- (4) 学校等を卒業したとき。
- (5) 住所又は氏名を変更したとき。
- (6) 就職したとき。
- (7) 第6条第1項に定める期間中に休職又は離職したとき。
- (8) 奨学支援金を辞退するとき。

2 奨学生であった者は、第6条第1項に定める期間中は、毎年度3月中に現況届(様式第8号)を市長に提出するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。